

ほっかいどう地域おこし協力隊ロゴマーク使用基準

北海道総合政策部官民連携推進局

北海道（以下「道」という。）が作成した「ほっかいどう地域おこし協力隊ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、北海道における地域おこし協力隊員の更なる確保と定住の促進に向けた取組を推進するため、「協力隊やるなら北海道！」のスローガンと併せて、募集イベント等の様々な場面において、北海道の地域おこし協力隊をPRすることを目的として、制作物や媒体等に広く使用する。

（デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「ほっかいどう地域おこし協力隊ロゴマーク仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとし、使用に当たっては道が提供する画像データを使用し、ロゴマークの一部使用や変形、色等のデザインの変更は認めない。

（使用の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、北海道総合政策部官民連携推進局（以下「事務局」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「ほっかいどう地域おこし協力隊ロゴマーク使用申請書（様式第1号）」を事務局に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 道が第1条に基づいて使用する場合
- (2) 北海道内の各市町村が第1条に基づいて使用する場合
- (3) 北海道内で活動中の隊員が地域協力活動の一環として使用する場合
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (5) その他、事務局が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ロゴマークを使用しない。

- (1) 地域おこし協力隊のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 使用者固有の商標であると誤解を与えると認められるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 第2条に規定する仕様書に反する使用のおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 道が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、広報誌、封筒、名刺、ラベル、服飾等の有体物。
- (2) ウェブサイトやSNS等の無体物
- (3) その他、第1条の目的が達成できる媒体。

(遵守事項)

第7条 使用者のうち様式第1号を提出した者は、使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により改めて申請を行うものとする。

- 2 北海道内で活動中の隊員が任期終了後も引き続きロゴマークを使用する場合は、第4条の規定により申請を行うものとする。
- 3 ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

(使用料及び手数料)

第8条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第9条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録や意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第10条 事務局は、使用者が第5条のいずれかに該当する使用をしていると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(申請の取消等)

第11条 事務局は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、「ほっかいどう地域おこし協力隊ロゴマーク申請取消通知書(様式第2号)」により、使用を取りやめさせることができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

- 2 ロゴマークの使用により、道が使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示・安全性等に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとする。
- 3 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第13条 道は使用者に対し、その使用に係る製造等の経費又は役務を負担しない。

(疑義等)

第 14 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局と使用者が協議して定めるものとする。

附則

令和 5 年（2023 年）9 月 6 日 制定